

徳島県選挙管理委員会告示第二十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により、告示する。

令和二年五月一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岸田ひでき後援会	岸田眞知子	勝占江美子	吉野川市鴨島町喜来三一九・四
郷土会	岸田秀樹	勝占江美子	吉野川市鴨島町喜来三一九・五